

# 町政あんない

新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更される場合があります。また、公共施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、町ホームページをご確認いただくか、各問合せ先にお問い合わせください。

## Info 新型コロナウイルス ワクチンの接種予約

7月から、60歳未満の方の新型コロナウイルスワクチン接種の予約を順次開始します。詳細は21ページをご覧ください。

## Info 低所得の子育て世帯への生活支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯の支援のため、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

### ▼支給対象者

①②の両方に当てはまる方  
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除きます。

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等  
※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方、又は令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

### ▼支給手続

ア 令和3年4月分の児童手当が特別児童

扶養手当の受給者で住民税非課税の方  
申請不要です。振込日は郵送で通知します。児童手当等受給口座に振り込みます。

### イ 以外の方

（例、収入が急変した方）  
申請が必要です。役場1階5番窓口福祉課で申請書などをお渡しします。

▼支給額 児童1人当たり5万円

▼申請期限 令和4年2月28日(月)まで

▼申込み・問合せ 福祉課子育て支援係  
28・0936

## Info 子ども医療費受給対象者 拡大に関する手続

町では、子どもにかかる医療費の自己負担額全額を助成しています。令和3年10月診療分から、子ども医療費受給対象者を表のとおり拡大します。助成内容や利用方法は今までと変わりません。

受給対象者の拡大にあたり、今年度中に16歳から18歳に到達される方は、子ども医療費受給者証を発行するために申請が必要です。次の流れで申請手続を行ってください。

てください。

### ▼申請対象者

今年度中に16歳から18歳に到達される方（平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生された方）で、障害者医療、精神障害者医療又は母子・父子家庭医療の対象ではない方

### ▼申請方法

7月中旬に受給者証の交付申請書を保険課から送付します。必要事項を記入し受給対象となるお子様の保険証の写しを添付の上、同封の封筒により返信してください。

申請書を提出していただいた方に対し、9月中旬に受給者証を送付します。

### ▼その他

現在子ども医療費受給者証をお持ちの方には、新しい有効期限に更新した受給者証を9月中旬に送付します。令和3年10月以降は新しい受給者証を使用してください。

## 子ども医療費助成の拡大

助成内容	通院・入院に係る医療費の自己負担額を全額助成	
利用方法	医療機関に「子ども医療費受給者証」を提示	
受給対象者 (受給対象となる期間)	令和3年9月まで	15歳に達する年度の末日まで
	令和3年10月から	18歳に達する年度の末日まで

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療係  
28・0917

## Info 下水道工事にご協力を

四面堂、和合、城屋敷、小道、金剛地区において、令和4年3月まで下水道工事を行います。工事期間中は工事箇所・周辺で通行止めや片側交互通行等の交通規制を行います。ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 建設課下水道係  
28・0940

